



平成22年 総務大臣 年頭所感



総務大臣 原口一博

明けましておめでとうございます。

昨年は、台風、大雨などの自然災害が多発し、多くの方が犠牲になりました。被害に遭われた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、総務大臣に就任してから初めての正月を迎えました。新政権発足後、これまで夢中で走ってきましたが、本年も、以下の課題解決に向け、全力で頑張りたいと思いますので、よろしく願います。

第一に、地域主権を確立し、地域を元気にすることで日本全体を元気にしてまいります。昨年末に発表した「原口ビジョン」に基づき、地域からの成長戦略として、地域の自給力と創富力(富を作り出す力)を高めるため、「緑の分権改革」を推進し、地方自治体、市民、NPO等との協働・連携のもと、分散自

立型・地産地消型社会の実現に邁進します。
第二に、原口ビジョンのもう一つの柱である「ICT維新ビジョン」に基づき、「人(ヒューマンパワー)への投資」をキーワードに、ICTの徹底活用により、協働型教育など地域の絆の再生、暮らしを守る雇用の創出、世界をリードする環境負荷軽減等に道筋をつけていきたいと思えます。
第三に、すべての基礎である生命・健康・生活を守り、人が安心して暮らせるための施策として「郵政改革」「年金記録確認」「消防・防災」に取り組みます。そして、少子高齢化が進む中での我が国の基盤整備として「行政改革」「国勢調査等の統計行政」などの施策を進めてまいります。

以下、それぞれの重要課題について申し上げます。

地域主権の確立

「地域主権改革」は鳩山内閣の一丁目一番地の改革です。

明治以来の中央集権体質の下での国と地方の関係を大きく転換し、地域の住民一人一人が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負えるよう、この国の在り方を、民主主義の基本に立って大きく変革していくことが必要です。

地域主権に関する政策を検討、推進するため、昨年11月17日に、鳩山総理をトップとする「地域主権戦略会議」を設置しました。同年12月14日に初会合が開催され、地域主権改革のための諸課題と検討に際しての視点、地方政府基本法の制定等の改革の工程表などについて活発な議論が交わされました。今後、この戦略会議を改革のエンジンとして、従来の仕組みそのものの変革に取り組みます。

また、昨年12月15日には、現政権の掲げる地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けを見直すこと、国と地方の協議の場を法制化すること、今後の地域主権改革の推進体制を強化することを盛り込んだ地方分権改革推進計画を閣議決定しました。このうち、法改正を要する事項については、所要の法案を本年の通常国会に提出したいと考えています。

その他の地域主権の確立のための諸課題についても、地域主権戦略会議において全体像を検討・具体

化し、政治主導により迅速に改革の実現に向けて取り組んでまいります。

また、地域においては少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められています。そのため、地域の豊かな自然環境、地域において生産される食料、エネルギー、あるいは歴史文化資産等の地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と創富力(富を創り出す力)を高める地域主権型社会」へと転換する「緑の分権改革」を推進してまいります。

地域主権の確立のためには、地方が自由に使える財源を増やし、三位一体改革により疲弊した地方を再生することによって、地方自治体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供していくことができるようにしなければなりません。そこで、平成22年度においては、地方交付税を対前年度比1.1兆円増額し、16・9兆円としています。地方交付税の総額が対前年度比で1兆円以上増加するのは、平成11年度以来11年ぶりのことです。また、地方税制改正に伴う地方税増収4800億円(平年度ベース)など自主財源の充実にも努めたところです。

また、国直轄事業負担金制度については、その廃止への第一歩として、維持管理に係る負担金制度を全廃

する法案を、次期通常国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金を廃止します。ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収しますが、平成22年度には維持管理費負担金を全廃します。引き続き、国直轄事業負担金制度の廃止に向け、地方の意見をお聞きしながら、着実に取り組んでまいります。

として明記されたところです。

今後、この大綱に沿って、地方税を含めた地方の自主財源の充実・強化に努めてまいります。

市町村合併については、全国的な合併の推進は現行特例法が失効する本年3月をもって一区切りとすることとし、今後は、市町村が自主的に合併をすることに障害となることがないようにするため、現行の合併法制を抜本的に改正、延長するとともに、市町村間の広域連携制度の充実を図ってまいります。

さらに、国が使い途を決めていた、いわゆる「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自らの判断で使い途を決めることができる「一括交付金」とすることについて戦略会議で議論し、平成22年度からの実施を目指します。

あわせて、基礎自治体が相互に役割分担して連携する「定住自立圏構想」の推進により、圏域ごとに生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守ります。また、現行過疎法の本年3月の失効を踏まえ、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れた新たな取組も含め、切れ目のない過疎対策を講じてまいります。

地方税制については、平成22年度地方税制改正において、支え合う社会の実現に必要な財源を確保するとともに、地域主権を確立するための税制を構築する観点から、「個人住民税における扶養控除の見直し」、「軽油引取税等の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持」のほか、「地方たばこ税の税率引上げ」や「税負担軽減措置等の大幅な見直し及びその適用実態の透明化」等を講じてまいります。

そのほか、第三セクター等改革の推進や地方公営企業会計制度の見直しを行うとともに、地域医療の提供体制を確保するため公立病院改革の取組を支援します。

また、新政権で初となる税制改正大綱では、国・地方間の税財源配分の見直しを行うとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築することが、改革の方向性としてまいります。

ICTは、民主主義の基礎となるインフラであります。国民の権利の保障を重視した政策を新たに展開することにより、我が国のみならず、地球的規模において直面する経済的・社会的な諸課題に対応し

てまいります。

昨年末には、原口ビジョンの一環として、「ICT維新ビジョン〜ヒューマン・バリューへの投資〜」を発表し、今後30年を視野に入れたICTによる成長戦略を示しました。今後、このビジョンを実現するための具体的な取組に尽力してまいります。

利用者のICTへのアクセス手段の確保についても、1月1日現在で、残り569日となった地上デジタル放送への完全移行に向け、受信者に関する相談体制の強化などの環境整備・支援を行うとともに、ブロードバンド・ゼロ地域や携帯電話不感地帯の解消に、引き続き、努めてまいります。

まず、グローバルな視点から、過去の競争政策を見直すとともに、ICTの利活用による諸課題の解決策について検討するためのタスクフォースを昨年10月に設けており、このタスクフォースにおいて新たなICT政策の検討を進めます。

また、放送のみならず、インターネット上のコンテンツを含め、知的財産権の保護を図るとともに、報道・表現の自由を守る観点から、「言論の自由を守る砦」をはじめとする国民の権利保障等の在り方について検討を進めてまいります。

私は、昨年9月16日の大臣就任から4日目に北南米を訪問し、地上デジタル放送の日本方式であるISDB-Tの普及・発展のために協働することを謳った「リマ宣言」に署名したところですが、我が国の潜在的な力を国際的にも発揮できるよう、同方式の国際的な普及をはじめ、戦略的な国際展開の推進と、関連する国際標準化活動の推進により、ICT産業の国際競争力の強化を目指します。

このような検討を行いつつ、環境・教育・医療・チャレンジド(障がい者)対応等の分野での生活者の立場に立ったICT利活用の促進、インターネット上の違法・有害情報や、情報セキュリティの脅威等への対応を通じ、誰もが安心してICTを利用できる環境を整備します。特に、安全・安心な街づくりや地域再生にも貢献してまいると共に、お互いがお互いを高め合う「ICT協働教育」を推進してまいります。

あわせて、世界をリードする最先端技術の開発・普及、通信と放送の融合・連携に対応した制度の検討を進めます。

さらに、総務省顧問となっていたいただいている首長の方々とテレビ会議を行っています。国民にとって便利で、かつ、スピーディーで効率的な行政サービスを実現するためのツールとしてICTを活用し、電子政府については、更なる業務・システム最適化の推進や政府共通プラットフォームの構築による政

府の情報システムの統合・集約化等を進めてまいります。電子自治体についても、公的個人認証サービスなどの基盤の活用を促進するとともに、自治体クラウドの取組などを推進してまいります。

郵政改革

郵政事業に関しては、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、国民の権利を保障することが重要です。

郵政改革への第一歩として、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」が先の臨時国会において成立しました。

今年は、昨年10月20日に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき、現在の民営化の問題を解消し、郵便局ネットワークが、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、具体的な経営形態等の検討を行うとともに、その成果は、次期通常国会に法律案として提出をめざしていきたいと考えています。

国民の生命・健康・生活を守る行政の推進

行政相談委員や関係機関と連携して、行政相談に積極的に取り組み、国民の目線で現場のニーズをつかむとともに、年金記録問題について、国民の立場に立った年金記録確認第三者委員会の活動により、

を駆使して徹底的な見直しを進めてまいります。

その一環として、昨年、行政評価局に指示して、各府省の契約の緊急実態調査を行い、一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態や問題点を明らかにしたところがあります。また、独立行政法人へのいわゆる「隠れ天下り」の実態も明らかにしました。独立行政法人については、行政刷新会議とも連携を図りつつ、契約の総点検を含め徹底した見直しに取り組みます。

先の行政刷新会議の事業仕分けでは、各府省の事業の廃止・縮減といった評価が続く中で、行政評価については「抜本的な機能強化」が必要とされました。これを重く受け止め、国民のため政治主導で行政評価機能を強化し活用してまいります。

公務員制度改革については、能力・実績に応じた処遇などの着実な実施に向けて、採用昇任等基本方針に沿った能力・実績主義の人事管理の徹底や人事評価制度の円滑かつ的確な運用を推進します。

地方公務員についても、適正な定員管理の推進や、給与の一層の適正化を進めるなど、地方行革を着実に推進するとともに、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図ってまいります。

統計行政の推進

先達の大隈重信公もおっしゃっているとおり、正確な統計によって国の姿を詳細に明らかにしなけ

国民の年金への信頼の回復を図ってまいります。

消防については、大臣就任後、緊急消防援助隊の合同訓練を視察し、日夜訓練に励む隊員の士気の高さを目の当たりにしました。我が国の消防は、日々の鍛錬・努力の積み重ねにより、私たちが安心してくらすためになくはならない存在となっております。国内だけでなく、国際貢献にも大きな役割を果たしており、昨年のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害では、他国の救援隊に先駆けて我が国の国際消防救助隊が被災地に駆けつけ、懸命の捜索活動を行ったことは、海外でも高い評価を得ています。国民の命を守るため、緊急消防援助隊や消防団など消防・防災体制の充実強化に努めるとともに、円滑な救急搬送・受入体制を確立するため、消防と医療の連携を推進し、国民の皆様が安心して暮らせる地域づくりにより全力を挙げて取り組みます。

行政改革の推進

総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐して、政府横断的な視点で各府省の実態を調査し改善を勧告する等といった「横串」の機能をもつていきます。

旧政権ではびこってきた、いわゆる「HATKZ」システム（ひもつき補助金、天下りあっせん、特別会計、官製談合、随意契約）を打破して、真に国民のためとなり、ムダのない行政をつくるため、こうした「横串」の行政管理・行政評価・人事管理の機能を実現してまいります。

その他

本年は、参議院議員通常選挙が実施されます。中央選挙管理会や都道府県、市町村等と連携協力して、選挙の管理執行に万全を期すとともに、有権者の積極的な投票参加を呼びかけてまいります。

* * *

このように、総務省の抱える課題は、大変幅広い分野に及んでおります。今後も総務省の総合力を生かして、国民の皆様の目線に立って各般の施策を着実に推進し、これからの生活がますます豊かなものとなるよう努力していきます。

本年も皆様の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。